

# 市民税・県民税の申告

【問】市民税課 ☎(28)8963



※土・日曜日、祝日は休み。木曾川会場は西側駐車場をご利用ください。また出張所では申告を受け付けません。申告会場の開設期間中は、本庁舎市民税課では作成指導・相談は行いません。

## 申告会場は完全予約制です



簡単  
便利な

受け付け開始 2月1日(木) 午前9時 ※予約がない方は、原則入場不可

### ネット予約

ID 1037585 または下記の  
二次元コードからアクセス



### 電話予約

AI電話  
自動応答サービス

☎050(1808)4795  
24時間受け付け

申告予約についての相談は ☎(85)7437 ※  
※午前9時~午後4時30分 土・日曜日、祝日を除く。  
混雑しているときはつながらない場合があります。

## 市民税・県民税の申告が必要な方

今年の1月1日現在、市内に住んでいて、次に該当する方

年末調整済み、または所得税の確定申告を提出する方などは不要です。

- ◆ 令和5年中に所得があった
- ◆ 給与所得のほかに、配当や不動産などの所得があった
- ◆ 給与を2カ所以上から受けた
- ◆ 医療費控除、寄附金税額控除などを受ける

※申告は国民健康保険税などの算定や所得非課税証明書等の交付の資料にもなりますので、前年中に収入のなかった方でも、必要な場合は申告してください。

## パソコンなどで税額試算・申告書作成ができます ID 1027117

市民税・県民税の税額試算と申告書作成が、パソコンやスマートフォンでできます。作成した申告書を印刷して氏名などを記入すれば、郵送などで提出できます。

## 市民税・県民税の申告会場でも簡易な所得税の確定申告を受け付けます

ただし次の確定申告は、確定申告会場（9頁参照）をご利用ください。

- ◆ 令和6年1月2日以降に一宮市へ住所を変更した方の申告
- ◆ 令和4年分以前の申告
- ◆ 相続等により取得した年金受給権に係る個人年金を含む申告
- ◆ 死亡した方の申告
- ◆ 青色申告
- ◆ 事業(営業・農業)・不動産・利子・総合譲渡所得の申告
- ◆ 雑損控除・繰越損失の申告
- ◆ 土地・建物・株の譲渡所得等の分離課税の申告
- ◆ 確定申告書の控えに収受印が必要な申告
- ◆ 国外に居住している方を扶養に追加する申告
- ◆ 暗号資産(仮想通貨)の売却益の申告
- ◆ 住宅借入金等特別控除を受ける申告(初年度・連帯債務・年末調整をしていないもの)
- ◆ 外国税額控除の申告
- ◆ 為替差損益の申告

# 確定申告(所得税・消費税・贈与税)

ID 1000868

【問】一宮税務署 ☎(72)4331

会場 ▶ 一宮地場産業ファッションデザインセンター(FDC)

2月

3月

2月13日(火)  
～15日(木)

2月16日(金)～3月15日(金)

主な  
対象

- 所得税の還付申告
- 贈与税の申告
- ※住宅借入金等特別控除説明会も開催

主な  
対象

所得税、贈与税、個人事業主の  
消費税の全ての申告

※土・日曜日(2月25日を除く)、祝日は休み。駐車場に限りがあるので、公共交通機関をご利用ください。

## 入場には「入場整理券」が必要です

入場には「入場整理券」が必要です。当日会場で配布するほか、スマートフォンなどから「LINE」アプリで事前発行もできます。



入場整理券は、LINEアプリから「国税庁LINE公式アカウント」を友だち登録して取得してください。



※LINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を、入場時に確認します。

※指定された時間に遅れた場合は入場できないことがあります。また混雑状況に応じ、指定された時間内でもお待ちいただくことがあります。

## スマートフォンを使用した申告相談を実施します

税務署が開設する確定申告の相談会場では、申告される内容に応じて、スマートフォンを使用した申告相談を実施します。スマートフォンとマイナンバーカードを持参してください。

※マイナンバーカードの暗証番号(利用者証明用電子証明書、署名用電子証明書)が必要。マイナンバーカード未取得で事前にe-Tax用のID・パスワードを取得している場合は、ID・パスワードが記載された書類が必要

### 申告時の主な持ち物(本人)

※市民税・県民税、確定申告の会場でも共通

- 筆記用具
- 令和5年中の所得を明らかにできる書類
- 申告者名義の預金通帳など口座番号が分かる物(所得税の還付金が発生する場合)
- 本人確認書類(提示または写しの添付が必要)
- 控除を受けるための証明書類
  - 医療費控除の明細書・医療費通知(医療費の領収書は不可)ほか
- 「確定申告のお知らせ」と記載のあるハガキまたは通知書(受け取っている方だけ)ほか

税理士による

## 無料税務相談

日時 2月16日(金)～3月7日(木)

午前9時30分～正午・午後1時～4時  
土・日曜日、祝日を除く

会場 本庁舎14階1401大会議室

※所得税(譲渡・山林所得を除く)、  
個人事業者の消費税に係る相談が対象

【問】一宮税務署 ☎(72)4331